

(別 添)

「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号畜産局長通知)新旧対照表

改正後				改正前				
別 紙				別 紙				
単位：ppm				単位：ppm				
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	
農薬	<u>イミダクロプリド</u>	稲わら	10					
		稲発酵粗飼料	3					
	<u>カルボスルファン</u>	稲わら	0.7					
		稲発酵粗飼料	1					
	<u>クロチアニジン</u>	稲わら	2					
		稲発酵粗飼料	1					
	<u>スピノサド</u>	稲わら	0.5					
		稲発酵粗飼料	0.2					
	<u>ダイアジノン</u>	稲わら	2					
		稲発酵粗飼料	1					
	<u>チアクロプリド</u>	稲わら	0.5					
		稲発酵粗飼料	0.2					
	<u>チアメトキサム</u>	稲わら	0.2					
		稲発酵粗飼料	0.1					
	<u>テブフェノジド</u>	稲わら	20					
		稲発酵粗飼料	10					
	<u>フィプロニル</u>	稲わら	0.2					
		稲発酵粗飼料	0.1					
	<u>フェンチオン</u>	稲わら	2					
		稲発酵粗飼料	0.1					
<u>フェントエート</u>	稲わら	2						
	稲発酵粗飼料	1						
<u>ブプロフェジン</u>	稲わら	25						
	稲発酵粗飼料	15						
<u>馬拉チオン</u>	稲わら	0.2						
	稲わら	5						
<u>メトキシフェノジド</u>	稲わら	5						
	稲発酵粗飼料	2						
<u>アゾキシストロピン</u>	稲わら	5						

	<u>エディフェンホス</u>	稲発酵粗飼料	1				
		稲わら	10				
	<u>クロロタロニル</u>	稲発酵粗飼料	1				
		稲わら	0.2				
	<u>チウラム</u>	稲発酵粗飼料	0.1				
		稲わら	0.04				
	<u>カルベンダジム、チオファネート、チ</u>	稲発酵粗飼料	0.02				
	<u>オファネートメチル及びベノミル</u>	稲わら	0.3				
	<u>フサライド</u>	稲発酵粗飼料	0.1				
	<u>フルジオキシソニル</u>	稲わら	130				
		稲わら	0.05				
	<u>フルトラニル</u>	稲発酵粗飼料	0.1				
		稲わら	20				
	<u>プロクロラズ</u>	稲発酵粗飼料	5				
		稲わら	0.2				
	<u>メタラキシル</u>	稲発酵粗飼料	0.1				
		稲わら	0.5				
	<u>2, 4 - D</u>	稲発酵粗飼料	0.2				
	<u>グリホサート</u>	稲わら	1				
		稲わら	0.2				
	<u>グルホシネート</u>	稲発酵粗飼料	0.2				
	<u>ジクワット</u>	稲わら	0.5				
	<u>パラコート</u>	稲わら	0.05				
	<u>ハロスルフロンメチル</u>	稲わら	0.3				
		稲わら	0.2				
	<u>ベнтаゾン</u>	稲発酵粗飼料	0.1				
		稲わら	0.3				
		稲発酵粗飼料	0.1				
重金属等	鉛	配合飼料、乾牧草等	3.0	重金属等	鉛	配合飼料、乾牧草等	3.0
		魚粉、肉粉、肉骨粉	7.5			魚粉、肉粉、肉骨粉	7.5
	カドミウム	配合飼料、乾牧草等	1.0		カドミウム	配合飼料、乾牧草等	1.0
		魚粉、肉粉、肉骨粉	2.5			魚粉、肉粉、肉骨粉	2.5
	水銀	配合飼料、乾牧草等	0.4		水銀	配合飼料、乾牧草等	0.4
		魚粉、肉粉、肉骨粉	1.0			魚粉、肉粉、肉骨粉	1.0
	ひ素	配合飼料、乾牧草等(稲わらを除く)	2		ひ素	配合飼料、乾牧草等(稲わらを除く)	2
		稲わら	7			稲わら	7

		魚粉、肉粉、肉骨粉	7
かび毒	アフラトキシン B 1	配合飼料（牛用（ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く）、豚用（ほ乳期子豚用を除く）、鶏用（幼すう用及びブロイラー前期用を除く）、うずら用）	0.02
		配合飼料（ほ乳期子牛用、乳用牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、ブロイラー前期用）	0.01

注：1．基準の対象となる配合飼料には、混合飼料を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。

2．「乾牧草等」は、乾牧草、ハイキューブ、稲わら、綿実及びビートパルプを指す。

3．「肉骨粉」には、家禽処理副産物を含む。

4．基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の別表第1の1の(1)のセに定める牧草の基準値の対象に含まない。

5．フサライドは、当分の間、稲発酵粗飼料用稲に使用しないこと。

6．牛（肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために飼養する牛をいう。）にイミダクロプリド、テブフェノジド又はブプロフェジンを使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）を給与する場合、当分の間、その割合を飼料全体の概ね7割以下に抑えること。

		魚粉、肉粉、肉骨粉	7
かび毒	アフラトキシン B 1	配合飼料（牛用（ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く）、豚用（ほ乳期子豚用を除く）、鶏用（幼すう用及びブロイラー前期用を除く）、うずら用）	0.02
		配合飼料（ほ乳期子牛用、乳用牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、ブロイラー前期用）	0.01

注：1．基準の対象となる配合飼料には、混合飼料を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。

2．「乾牧草等」は、乾牧草、ハイキューブ、稲わら、綿実及びビーパルプを指す。

3．「肉骨粉」には、家禽処理副産物を含む。